

自己評価を行った際の基となる説明資料

<p>【評価視点】 1—（1）— ① 自主事業計画（提案事業）に記載された事業を行っているか？</p>	<p>【評価算式】 ①実施事業数÷計画業務数 ②実施事業数－計画業務数</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事業数は指定管理者（以下「指」とする。）からの報告を基にする（業務内容も確認する） ・計画業務数は業務計画書を基にする 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：「4点」における計画業務に上乗せする事業数が3事業以上であるとき</p> <p>4点：当初予算の指定管理料内であり、市の承認を受けた上で、計画業務に上乗せして事業を実施したとき（「3点」の結果を満たすこと）</p> <p>3点：算式①結果が「1」、かつ、②結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式①結果が「0.9以上1未満」、又は、②結果が「△2」のとき。 あるいは、「3点」の結果を満たすが、市に連絡なく計画業務を変更したとき。</p> <p>1点：「2点」の結果に満たないとき</p>	

<財団報告>

【当初計画事業】

- 1 総合型地域スポーツクラブ運営・育成事業（子ども向け）
 - ①ジュニアダンスクラブ ②LT ダンスクラブ ③キッズダンスクラブ
 - ④ウォーターキッズクラブ ⑤スイムキッズクラブ
- 2 総合型地域スポーツクラブ運営・育成事業（成人向け）
 - ⑥ボクシングエクササイズクラブ ⑦SA フェイトクラブ ⑧ピラティスクラブ
 - ⑨朝ヨガリフレッシュクラブ ⑩ゆったりベーシックヨガクラブ ⑪PYC ヨガクラブ
 - ⑫ウォーターエクサクラブ ⑬がんばらないヨガクラブ ⑭いきいきウェルネスクラブ
- 3 スポーツ活動体験事業
 - ⑮成人向け活動体験教室（骨盤調整ヨガ教室） ⑯初心者スイミング教室（子ども向け）
 - ⑰トレーニング初心者講習会
- 4 スポーツ大会・イベント開催事業
 - ⑱行田市一輪車競技大会 ⑲行田市ドッジボール大会 ⑳わくわくスポーツクラブ交流イベント
 - ㉑学童スポーツ団体ポスター展
- 5 大会等共催・協力事業
 - ㉒行田市鉄剣マラソン大会 ㉓行田市障害者(児)スポーツ・レクリエーション大会
 - ㉔行田市駅伝競走大会
- 6 施設の市民向けイベント・キャンペーン事業
 - ㉕トレーニング室利用ポイントキャンペーン

評価基準・根拠（体育施設）

7 施設の市民サービス事業

②⑥ 体育施設の情報提供サービス ②⑦総合型地域スポーツクラブ会員施設利用促進事業

【当初計画外事業】

- ①あなたが選ぶ好きな「上腕二頭筋」ランキング（※施設の市民向けイベント・キャンペーン事業）
- ②あなたが選ぶ好きな「ふくらはぎ」ランキング（※施設の市民向けイベント・キャンペーン事業）
- ③SNS（ツイッター）での体育施設情報提供サービス（※施設の市民サービス事業）

<p>【評価視点】 1—(1)—②</p> <p>自主事業計画の事業目的を達成したか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>実施事業目的達成数－実施事業目的数（業務計画書記載事業）</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事業目的達成数は指からの報告を基にする ・実施事業目的数は業務計画書及び指からの報告を基にする <p>*指からの報告を受ける目的及び目的達成についてはできる限る数値化させる。</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：「3点」の結果を満たし、かつ実施事業目的達成の度合いが2事業以上の特筆すべきものがあるとき</p> <p>4点：「3点」の結果を満たし、かつ実施事業目的達成の度合いが1事業でも特筆すべきものがあるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「△1及び△2」のとき</p> <p>1点：「2点」の結果に満たないとき</p>	

<財団報告>

- ・各々の事業について目的を達成させた。
- ・子ども向けダンスクラブの3事業で、総合型地域スポーツクラブ事業のPRとクラブ活動の成果を披露することを目的として、「行田浮き城まつり」、「行田市ふれあい福祉健康まつり」、「行田足袋コレ2017」及び「まちの賑わい“感謝祭”」に参加した。会員の更なる技術及び意欲の向上を図るとともに、多くの市民にクラブ活動をPRすることができた。
- ・体育施設の情報提供を施設HP上だけでなく、SNS（ツイッター）を活用した情報発信を開始して、利用者の利便性を向上した。

<p>【評価視点】 1—(1)—③</p> <p>自主事業計画の事業の参加人数は？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>各事業計画の目標参加人数－各事業の参加人数</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業の参加人数は指からの報告を基にする ・各事業計画の目標参加人数は業務計画書及び指からの報告を基にする 	

評価基準・根拠（体育施設）

*㊦からの報告を受ける目標参加人数についてはできる限る数値化させる。

【点数化】

5点：各事業の参加人数が、それぞれ目標の参加人数の1.2倍以上のとき

4点：各事業の参加人数が、それぞれ目標の参加人数を上回るとき

3点：1つの事業の参加人数が目標の参加人数に達しないが、全ての事業の合計人数では目標を上回るとき

2点：複数の事業の参加人数が目標の参加人数に達しないが、全ての事業の合計人数では目標を上回るとき

1点：複数の事業の参加人数が目標の参加人数に達せず、また、全ての事業の合計人数でも目標を下回るとき

<財団報告>

【当初計画事業】

- ・ジュニアダンスクラブ 計画：延べ900人 実績：延べ928人
- ・LTダンスクラブ 計画：延べ900人 実績：延べ1,101人
- ・キッズダンスクラブ 計画：延べ900人 実績：延べ1,014人
- ・ウォーターキッズクラブ 計画：延べ1,200人 実績：延べ1,336人
- ・スイムキッズクラブ 計画：延べ800人 実績：延べ881人
- ・ボクシングエクササイズクラブ 計画：延べ800人 実績：延べ756人
- ・SAファイトクラブ 計画：延べ800人 実績：延べ823人
- ・ピラティスクラブ 計画：延べ700人 実績：延べ944人
- ・朝ヨガリフレッシュクラブ 計画：延べ1,100人 実績：延べ1,226人
- ・ゆったりベーシックヨガクラブ 計画：延べ1,100人 実績：延べ1,040人
- ・PYCヨガクラブ 計画：延べ1,100人 実績：延べ1,238人
- ・ウォーターエクサクラブ 計画：延べ500人 実績：延べ479人
- ・がんばらないヨガクラブ 計画：延べ700人 実績：延べ521人
- ・いきいきウェルネスクラブ 計画：延べ600人 実績：延べ991人
- ・成人向け活動体験教室（骨盤調整ヨガ教室） 計画：延べ80人 実績：延べ103人
- ・初心者スイミング教室 計画：延べ100人 実績：延べ76人
- ・トレーニング初心者講習会 計画：700人 実績：762人
- ・行田市一輪車競技大会 計画：100人 実績：84人
- ・行田市ドッジボール大会 計画：500人 実績：442人
- ・わくわくスポーツクラブ交流イベント 計画：100人 実績：72人
- ・行田市鉄剣マラソン大会 計画：3,500人 実績：3,712人
- ・行田市障害者(児)スポーツ・レクリエーション大会 計画：250人 実績：331人
- ・行田市駅伝競走大会 計画：500人 実績：841人

【当初計画外事業】

- ・あなたが選ぶ好きな「上腕二頭筋」ランキング 実績：10人
- ・あなたが選ぶ好きな「ふくらはぎ」ランキング 実績：7人

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 1—(1)—④</p> <p>サービスを向上させるための方策は達成しているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>サービスを向上させるための方策の達成÷サービスを向上させるための方策</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方策の達成は④からの報告を基にする ・方策は業務計画書及び④からの報告を基にする ・実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「1」で、各方策において、前年度より特筆すべきサービス向上がみられたとき</p> <p>4点：算式結果が「1」で、各方策全てが前年度よりサービス向上したとき</p> <p>3点：算式結果が「1」のとき</p> <p>2点：算式結果が「1未満」でも、前年度よりサービス向上したとき</p> <p>1点：算式結果が「1未満」で、前年度よりサービス低下したとき</p>	

<財団報告>

- ・順調に達成している。

*主な方策

1 新たな利用者の発掘とリピーターの確保

【総合体育館】

- ・トレーニング室利用ポイントカード制度の実施（平成 29 年度刷新）。
- ・トレーニング室利用ポイントキャンペーンの定期実施。
- ・トレーニング室新規登録講習会実施日程の増加の継続。
- ・トレーニング室に新しいトレーニング器具の導入への調整を図る。
- ・トレーニング室において、利用者投票参加型イベント筋肉コンテストを実施。
- ・トレーニング室において、市内温浴施設との相互提携事業を開催。
- ・施設内照明の LED 化による照度の向上（利用環境の向上）。
- ・施設内トイレの暖房便座の増設。
- ・個人利用客向けに卓球ラケット及びバドミントンラケットの無料貸出しを継続実施。また、ピンポン玉とシャトルの販売サービスを実施。
- ・貸出用プロジェクター2台を備え置き。
- ・短期教室として骨盤調整ヨガ教室を開催することによる健康増進及び運動需要の喚起。
- ・メインアリーナ耐震化及び LED 化工事施工に伴うメインアリーナの利用休止期間中、当該施設の定期利用団体（市体育協会加盟団体）に対し、サブアリーナを始めとした代替施設利用の提案及び利用調整を行い、利用者の便宜を図る。

【市民プール】

- ・市民プール一般開放中にウォーキングコースを設けることによる利便性の向上。
- ・短期集中型スイミング教室の開催によるプール需要の喚起。
- ・スイミングキャップ貸出の実施。

評価基準・根拠（体育施設）

【富士見公園野球場】

- ・ナイター利用を通年可したことによる利用者の創出（平成 29 年度より、民間ベースボールスクールの定期利用が開始）。

2 施設の安全環境等の向上

【施設共通】

- ・施設巡回の強化。
- ・利用者へのマナー向上の定期的啓発の実施。
- ・熱中症予防のため注意を呼びかけるポスター掲示及び館内放送の実施。
- ・清掃及び設備員の常時配置による衛生的な環境及び施設の安全性の維持。
- ・定期的な救急救助訓練の実施、全スタッフ対象の AED 取扱い訓練を定期的の実施。
- ・熱中症対策のため各施設に経口補水液を常備。
- ・窓口又は受付に筆談器を設置。

【総合体育館】

- ・受動喫煙対策の観点から喫煙場所の変更を実施。

【市民プール】

- ・室内プール 5m フラッグを取付け、遊泳時の事故防止策を図る。
- ・市民プール事故の回避のため、日常の水中検査・吐水口等の点検実施。
- ・市民プール水のレジオネラ菌検査を実施し、水質の安全強化を図る。
- ・市民プール利用者の適切な入場制限。
- ・市民プール監視体制の強化、救助訓練等の実施、アームヘルパー貸出の実施。

【総合公園庭球場】

- ・総合公園庭球場の定期的な専用砂（パステルサンド）の補充及び整備作業の実施。

【総合公園第 2 自由広場】

- ・屋外トイレ内の照度確保のため照明工事を実施。

3. 積極的な情報発信

- ・SNS（ツイッター）による情報発信の開始。
- ・ホームページでの利用案内、イベント案内を実施。
- ・ホームページで施設の空き状況の提供。
- ・メディア（市広報紙、行田テレビ及び埼玉北よみうり等）の積極的活用。
- ・地域情報誌モチコとの連携による関連記事の定期的掲載。
- ・総合体育館リーフレットの刷新。

【評価視点】 1—(1)—⑤ 利用者等のニーズ把握を行っているか？	【評価算式】 ①ニーズ把握調査回数 ②ニーズ把握数
【算式資料収集方法】 ・ニーズ把握調査回数及び把握数は⑤からの報告を基にする	

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【点数化】</p> <p>5点：「4点」の結果を満たし、かつ、ニーズ把握方法が、アンケート実施、手紙・メールを利用するとともに、障害者等へのニーズ把握配慮など、把握方法においても、特筆すべきものがあるとき</p> <p>4点：算式①結果が「4回以上」、かつ、②結果が「30個以上」のとき</p> <p>3点：算式①結果が「4回以上」、又は、②結果が「30個以上」のとき</p> <p>2点：算式①結果が「2回、又は、3回」、又は、②結果が「10個以上30個未満」のとき</p> <p>1点：「2点」の結果に満たないとき</p>
--

<財団報告>

- ・日常の聞き取り調査から要望や流行等を把握している。
- ・加盟する埼玉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会から情報収集を行う。
- ・施設にアンケート BOX を設置し、常に市民に開かれた意見の場を提供し、内容を随時検討の上、管理運営を行っている。

【アンケート及び意見徴収の内容】

- ①総合型地域スポーツクラブ上・下半期アンケート 回数：2回 把握数：355件
- ②スポーツ活動体験教室各講座参加者アンケート 回数：2回 把握数：28件
- ③アンケート BOX の設置 把握数：16件
- ④Eメールでの意見募集 把握数：8件
- ⑤施設利用者アンケート 回数：1回 把握数：320件

<p>【評価視点】 1—(1)—⑥</p> <p>把握した利用者等のニーズの実現を図ったか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>ニーズ実現数÷ニーズ実現可能数</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ実現数は㊦からの報告を基にする ・ニーズ実現可能数は、㊦から報告を受けたニーズ把握数を基に、所管課により、実現可能なニーズを抽出する（ニーズとウォンツの振り分け） 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「1」、かつ、当該ニーズ提出者のみならず、全ての利用者等に対し、サービス向上に寄与するとき</p> <p>4点：算式結果が「1」のとき</p> <p>3点：算式結果が「0.8以上1未満」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0.4以上0.8未満」のとき</p> <p>1点：「2点」に満たないとき</p>	

<財団報告>

- ・意見や要望等を受け、速やかに対応できる態勢をとっている。

【ニーズについて】

評価基準・根拠（体育施設）

- ①市民プール室内プールにおいて、背泳ぎの折り返し時に頭をぶつけることがあるので目印を希望する。
→プール水面上に5mと20mの位置にフラッグを常設する。
- ②総合庭球場で冬季もナイター利用をしたい。
→平成30年度からの利用開始を計画している。
- ③ベンチプレス（スミスマシン）を長時間占有されてしまう。
→スミスマシンの利用を一人1回15分までとして利用者をお願いして、順番に利用できるような仕組みにした。

【ウォンツについて】

- ①体育施設における料金改定（値上げ）に関して、市外在住者の取扱いを行田市図書館と同条件（熊谷市や鴻巣市も協定範囲）として欲しい。（※料金改定に関する内容について他10件）
- ②テニスコート施設の数を増設して欲しい。
- ③卓球室の床を木板床に変えて欲しい。卓球台を入替えて欲しい。
- ④全面鏡張りの部屋が欲しい。
→代替えとして、移動式のミラーフィルムを順次導入している。
- ⑤総合体育館の全館に冷暖房設備を導入して欲しい。
→代替えとして、大型扇風機の設置と熱中症予防の掲示・声掛けを行っている。
- ⑥市民プールの老朽化をどうにかして欲しい。
- ⑦焼却場の排熱利用プール、観客席付き室内競泳プールなどの新設。
- ⑧グラウンドゴルフ、ソフトボール専用運動場の新設。

<p>【評価視点】 1—(2)—① 利用者や地域との連携・協働を行っているか？</p>	<p>【評価算式】 連携・協働事業回数の合計</p>
<p>【算式資料収集方法】 連携・協働事業回数は④からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：「4点」の結果を満たし、かつ、連携等が広がりを見せていることが顕著なとき 4点：算式結果が「4回以上」、かつ、利用者や地域との連携等が継続しているとき 3点：算式結果が「3回」のとき 2点：算式結果が「2回」のとき 1点：「2点」に満たないとき</p>	

<財団報告>

- ・行田市を始めとした行田市教育委員会、行田市体育協会、行田市社会福祉協議会などの諸団体と共催し、催し物等への職員派遣など、市のスポーツ振興及び市民の健康体力増進に寄与している。
- ・総合体育館及び市民プールに自動販売機を設置している諸団体とは、連絡体制を構築し利用に支障が出ないようにしている。
- ・地元青少年育成会が行う「花いっぱい運動」に協力し、地域との関係を深めている。

評価基準・根拠（体育施設）

- ・地域のスポーツ団体の協力を得て、各種事業の展開をしている。
- ・小学生対象事業にあっては市内小学校長の協力を得て実施している。

<p>【評価視点】 1-(3)-① 未解決の苦情等があり、解決の目途がついているのか？</p>	<p>【評価算式】 未解決苦情等数</p>
<p>【算式資料収集方法】 ・未解決苦情等数は㊦からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」、かつ、全ての苦情について円満な解決が図られ、かつ、特筆すべき方法により、自ら積極的に苦情等を発信しない人々へのアプローチも行っているとき 4点：算式結果が「0」、かつ、全ての苦情について円満な解決が図られているとき 3点：算式結果が「0」ではないが、すべての苦情について円満な解決が図られる見込みのあるとき 2点：苦情について円満な解決が図られる見通しが不明なものがあるとき 1点：意思疎通にかけ、苦情解決の糸口が見出せないものがあるとき</p>	

<財団報告>

- ・苦情等への対応については、解決策を図った。

【苦情または意見の内容】

- ①門井球場における公道上でのキャッチボール、ダッシュ等の禁止
→利用申請時における諸注意のお願いと管理員による現場での注意啓発の実施。
- ②門井球場における路上駐車禁止
→①同様に実施。
- ③門井球場職員の明確化
→財団施設管理者と表記した帽子を着用させ、容易に管理員と判別できるように措置。
- ④総合公園内に乗り入れする車両の規制
→体育施設及び公園施設に止む無く車両を乗り入れる場合は、事前に許可申請を義務付け、許可車両である表示を掲げさせることとし、乗り入れマナーの遵守を許可条件に付している。

<p>【評価視点】 1-(4)-① 特定の市民・団体に対して、条例や規則での規定事項以外で対応したことがあるか？</p>	<p>【評価算式】 サービスの提供に関して条例・規則以外での対応回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・利用状況について㊦からの報告を基にする ・㊦に対して、聴き取り調査を行う</p>	

評価基準・根拠（体育施設）

・実地調査を行う
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」、かつ、条例・規則の範囲内での新たなサービス向上が図られたとき</p> <p>4点：算式結果が「0」、かつ、条例・規則の範囲内での工夫が見受けられるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき、又は、算式結果が「0」ではないが、事前に市に対して照会・連絡を行っているとき</p> <p>2点：算式結果が「0」ではなく、事後に市に対して報告・連絡を行っているとき</p> <p>1点：算式結果が「0」ではなく、市に対しても報告・連絡を怠っているとき</p>

<財団報告>

- ・トレーニング室の利用において、利用料金の見直し（負担増）による利用者離れへの対応策として、新たなポイント制度を市と協議のうえ実施した。
- ・施設利用における早朝時間外利用などに柔軟に対応している。

<p>【評価視点】 2—(1)—①</p> <p>経費節減の取組みを実施しているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>経費節減のための取組みの方策の実施÷経費節減のための取組みの方策</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方策の実施は㊦からの報告を基にする ・方策は業務計画書及び㊦からの報告を基にする ・実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「1」で、すべての方策において、特筆すべき取組みが見受けられたとき</p> <p>4点：算式結果が「1」で、特筆すべき取組みが見受けられたとき</p> <p>3点：算式結果が「1」のとき</p> <p>2点：算式結果が「1未満」でも、経費節減のための取組みが見受けられたとき</p> <p>1点：算式結果が「1未満」のとき</p>	

<財団報告>

- ・清掃設備業務の仕様の見直しと長期継続契約の導入による委託費の縮減。
- ・細かな照明点灯調整を行い、光熱水料費の節減。（点灯具の間引きや照明オン・オフ運動）
- ・クールビズ・ウォームビズの推進による光熱水料費及び燃料費の節減。
- ・発注金額精査による物件単価の抑制による消耗品支出の節減。
- ・施設照明の一部LED化及びPPS（特定規模電気事業者）の導入による電気料金の縮減。
- ・ボイラーの効率的な運転等による燃料費の節減

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 2—(1)—② 経費節減の効果が現れているか？</p>	<p>【評価算式】 当該年度の経費節減のための取組みの方策を受けた経費と前年、又は、H22 との経費の比較</p>
<p>【算式資料収集方法】 ・経費の確認は事業計画書と㊦からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：経費節減のための取組みの方策を受けた経費の合計、及び、各方策の経費が、前年、及び、H22 の経費の合計、及び、すべての各方策の経費を下回ったとき 4点：経費節減のための取組みの方策を受けた経費の合計が、前年、及び、H22 の経費を下回ったとき 3点：経費節減のための取組みの方策を受けた経費の合計が、H22 の経費を下回ったとき 2点：経費節減のための取組みの方策を受けた経費の合計が、H22 の経費を上回ったとき 1点：経費節減のための取組みの方策を受けた経費の合計が、特段の理由もなく、H22 の経費を上回り、かつ、各方策の経費のうち、半分以上の方策の経費が、H22 の経費を上回ったとき</p>	

<財団報告>

- ・経費節減の取組みを行った消耗品費、燃料費、光熱水料費及び委託料の合算額
①平成 29 年度：75,038,369 円 平成 28 年度：73,014,246 円
②平成 22 年度：81,593,838 円

<p>【評価視点】 2—(1)—③ 施設全体として、前年度より経費が縮減されているか？</p>	<p>【評価算式】 全ての経費と前年度の経費の比較</p>
<p>【算式資料収集方法】 ・経費の確認は事業計画書と㊦からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：経費の合計が前年度の経費の 95%以下のとき 4点：経費の合計が前年度の経費の 98%以下のとき 3点：経費の合計が前年度の経費の 98%～100%のとき 2点：経費の合計が前年度の経費の 100%を越え、102%までのとき 1点：経費の合計が前年度の 102%を越えるとき</p>	

<財団報告>

- ・平成 29 年度：177,974,231 円 平成 28 年度：171,033,853 円 （差異：6,940,378 円）
- ・前年度比：104.1%
- ・平成 29 年度の経費増の主な内容は、スポーツクラブ運営・育成事業の拡充と指定管理施設に追加された第 2 自由広場の管理のため、新たに職員 2 名（プロパー職員と嘱託職員の各 1 名）を採用したことによるもの。

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 2—(2)—①</p> <p>収支計画の金額以内で適切に支出されているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>実際にかかった経費と事業計画書の収支計画との比較</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <p>・経費の確認は事業計画書と㊦からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：経費の支出が収支計画の金額以内で項目に則って行われており、かつ、すべての支出項目が収支計画の合計金額以内で項目に則って行われているとき</p> <p>4点：経費の支出が収支計画の合計金額以内で項目に則って行われており、かつ、事業費が収支計画の合計金額以内で項目に則って行われているとき</p> <p>3点：経費の支出が収支計画の合計金額以内で項目に則って行われているとき</p> <p>2点：経費の支出が収支計画の金額を越え、又は、項目に則らず行われているとき（流用含む）</p> <p>1点：経費の支出が収支計画の金額を越え、又は、項目に則らず行われているとき（流用含まない）</p>	

<財団報告>

- ・修繕費、役務費、広告宣伝費、保険料、使用料及び賃借料、租税公課、において予算流用あり。

<p>【評価視点】 3—(1)—①</p> <p>施設の利用人数は？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>当該年度の利用人数と前年との利用人数の比較</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <p>・利用人数は㊦からの報告を基にする</p> <p>*参考資料として、他市の類似施設の利用人数の把握を行う</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：当該年度の利用人数が前年の利用人数の110%を超えるとき</p> <p>4点：当該年度の利用人数が前年の利用人数の105%を超えるとき</p> <p>3点：当該年度の利用人数が前年の利用人数の100%を超えるとき</p> <p>2点：当該年度の利用人数が前年の利用人数の100%を下回るとき</p> <p>1点：当該年度の利用人数が前年の利用人数の90%を下回るとき</p>	

<財団報告>

- ・平成29年度：379,821人 平成28年度：377,321人 前年度比：100.7%

<p>【評価視点】 3—(1)—②</p>	<p>【評価算式】</p>
-----------------------	---------------

評価基準・根拠（体育施設）

施設の稼働率は？	当該年度の稼働率と前年の稼働率の比較
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 稼働率は㊦からの報告を基にする *参考資料として、他市の類似施設の稼働率の把握を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：当該年度の稼働率が前年の稼働率の110%を超えるとき</p> <p>4点：当該年度の稼働率が前年の稼働率の105%を超えるとき</p> <p>3点：当該年度の稼働率が前年の稼働率の100%を超えるとき</p> <p>2点：当該年度の稼働率が前年の稼働率の100%を下回るとき</p> <p>1点：当該年度の稼働率が前年の稼働率の90%を下回るとき</p>	

<財団報告>

- 平成29年度：35.74% 平成28年度：34.66%
- 通常の休館日のほか、閉鎖を必要とする施設点検のみの休館（市民プール）で、市民の利用を妨げる事のないよう努めた。また、財団が実施した施設点検は各施設の空き状況を利用し行ったため、当初予定どおり運営した。
- 平成29年度においては、総合体育館メインアリーナの非構造部材の耐震化及び照明工事を実施したことから、一般利用に供する期間は約9ヶ月であった。

<p>【評価視点】 3—(1)—③</p> <p>利用の許可、停止、許可の取消し等を条例や仕様書等に基づき行っているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>管理に関して条例・仕様書等以外での対応回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理状況について㊦からの報告を基にする 実地調査を行う ㊦に対して、聴き取り調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」、かつ、条例・仕様書等の範囲内での新たなサービス向上が図られたとき</p> <p>4点：算式結果が「0」、かつ、条例・仕様書等の範囲内での工夫が見受けられるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき、又は、算式結果が「0」ではないが、事前に市に対して照会・連絡を行っているとき</p> <p>2点：算式結果が「0」ではなく、事後に市に対して報告・連絡を行っているとき</p> <p>1点：算式結果が「0」ではなく、市に対しても報告・連絡を怠っているとき</p>	

<財団報告>

- 条例や仕様書に基づき適切に行っている。なお、施設の維持管理に支障がない範囲内において、施設

評価基準・根拠（体育施設）

の目的外利用についても、利用者サービスの観点から一部許可するなど柔軟に対応している。

- ・全国私立高等学校選抜バドミントン大会での総合体育館の使用における休館日に当たる日の利用について、スポーツ振興課からの協議に同意して、利用を許可した。
- ・富士見公園野球場における目的外使用（ティーボールでの利用）について、施設の効率的かつ効果的な運用を図る観点から、所管課と協議のうえ利用を許可した。

<p>【評価視点】 3—(1)—④ 利用の許可を拒み、取消し、停止させた者について、その記録を作成し、速やかに報告したか？</p>	<p>【評価算式】 利用を拒否等したもののうち、記録の作成・報告しなかった回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用拒否等及び記録の作成については④からの報告を基にする ・報告については、実際に受けた報告の回数を基にする 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、記録の作成が詳細になされ、速やかに報告され、かつ、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、記録の作成が詳細になされ、速やかに報告されているとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないとき</p> <p>1点：記録の作成がされておらず、算式にあてはめることもできないとき</p>	

<財団報告>

- ・該当する事案はない。

<p>【評価視点】 3—(1)—⑤ 利用申請書どおりに利用していることについて確認を行っているか？</p>	<p>【評価算式】 利用者が利用している間中、管理者職員（委託された者を含む）が常駐していない回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理内容について⑤からの報告を基にする ・実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：（無料施設を含み）算式結果が「0」であり、かつ、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：（無料施設を含み）算式結果が「0」のとき</p> <p>3点：（無料施設を除き）算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：（無料施設を除き）算式結果が「1以上3以下」のとき</p> <p>1点：（無料施設を除き）算式結果が「4以上」のとき</p>	

評価基準・根拠（体育施設）

<財団報告>

- ・有料無料を問わず確認を行っている。

【評価視点】 3-(2)-① 利用者に対し適切に利用料金を収受しているか？	【評価算式】 利用料金を過大・過少に徴収している回数
【算定資料収集方法】 ・利用者数と利用料金について④からの報告を基にする	
【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき（減免方法等も適切な事務手順の基づき決定していること） 2点：算式結果が「0」であるが、納入時期・方法・減免方法等が条例・規則等との乖離が見られるとき 1点：算式結果が「0」でないとき	

<財団報告>

- ・適正に収受している。
- ・利用料金の見直しが実施された際は、利用者に対し、施行以前から“改定前・改定後”の利用料金を表にまとめて内容をわかりやすくしたものを掲示し、料金の誤徴収が起きないように対策をした。

【評価視点】 3-(2)-② 収支計画どおりに利用料金収入があるか？	【評価算式】 利用料金収入と事業計画書の収支計画との比較
【算式資料収集方法】 ・利用料金の確認は事業計画書と④からの報告を基にする	
【点数化】 5点：「4点」の事項を満たし、施設利用料金収入と事業収入の合計金額が、前年度の105%以上のとき 4点：施設利用料金収入及び事業収入の合計額が収支計画の当該項目の合計金額以上の収入があり、かつ、それぞれの項目についても収支計画の金額以上の収入があるとき 3点：施設利用料金収入及び事業収入の合計額が収支計画の当該項目の合計金額以上の収入があるとき 2点：施設利用料金収入及び事業収入の合計額が収支計画の当該項目の合計金額に満たないとき 1点：施設利用料金収入及び事業収入のそれぞれの金額が収支計画のそれぞれの項目の金額に満たないとき	

<財団報告>

- ・平成29年度利用料金及び事業収入
 予算額 45,860,000円（利用料金 33,000,000円＋事業収入 12,860,000円）
 決算額 46,455,030円（利用料金 33,558,830円＋事業収入 12,896,200円）
- ・前年度決算額 42,805,150円

評価基準・根拠（体育施設）

- ・前年度比 +3,649,880 円（108.5%）

<p>【評価視点】 3—(2)—③</p> <p>利用申請時間外の利用について、適切に利用料金を収受しているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>申請時間外（超過時間）の利用について、適切に利用料金の収受を行っていない回数</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時間外の利用及び適切な利用料金の収受については④からの報告を基にする ・申請時間外の利用については実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないとき</p> <p>1点：把握をしていないとき</p>	

<財団報告>

- ・申請時間を超過した利用については、適切に利用料金を収受している。
- ・通常利用開始時間である午前9時以前の利用についても、条例どおりに利用料金を収受している。

<p>【評価視点】 3—(3)—①</p> <p>休館日及び利用時間、利用料金（減免制度含む）を、見やすい場所に掲示、又は、備付け等しているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>掲示、又は、備付け等していない事項</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：「4点」の結果を満たし、かつ、周知の仕方について、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：全ての事項について、掲示、及び、備え付けしているとき</p> <p>3点：全ての事項について、掲示、又は、備え付けしているとき</p> <p>2点：一部の事項について、掲示、又は、備え付けしているとき</p> <p>1点：掲示、又は、備付けがないとき</p>	

<財団報告>

- ・休館日、利用時間及び利用料金（減免制度含む）は、施設内への貼紙、受付やロビーへの掲示、備え付け等を行うとともに、ホームページに掲載することで、広域かつ効率的な周知を図っている。

評価基準・根拠（体育施設）

- ・料金改定の際は、利用者に対し事前に周知期間を設けて告知した。

<p>【評価視点】 3—(3)—②</p> <p>受動喫煙を防止する措置を講じているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>受動喫煙防止措置を講じているが、防止の効果が現れていない状況</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <p>・実地調査を行う</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：受動喫煙の防止措置を行った結果、喫煙者以外の利用者等に受動喫煙の恐れが一切なく、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：受動喫煙の防止措置を行った結果、喫煙者以外の利用者等に受動喫煙の恐れが一切なく、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：受動喫煙の防止措置を行った結果、喫煙者以外の利用者等に受動喫煙の恐れが一切ないとき</p> <p>2点：受動喫煙の防止措置を行ったが、喫煙者以外の利用者等に受動喫煙の恐れが生じるとき</p> <p>1点：受動喫煙の防止を講じていないとき、又は、「2点」の状況について改善が見受けられないとき</p>	

<財団報告>

- ・すべての屋内施設は全館禁煙とし、屋外に喫煙所を設置している。
- ・総合体育館及び市民プールの喫煙所においては、従来の場所から受動喫煙の恐れがない場所に移設する等、限られたスペースを有効に活用しながら受動喫煙防止を図っている。
- ・他の屋外施設も喫煙場所を指定することで受動喫煙防止を図っている。
- ・喫煙場所である標記を明らかにしている。

<p>【評価視点】 3—(3)—③</p> <p>施設及び設備について定期的に保守点検を行い、その記録を作成しているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>①記録未作成回数</p> <p>②保守点検不備による事故発生件数</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <p>・記録表等については④からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：定期的に保守点検を行っているとき、かつ、算式①・②結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：定期的に保守点検を行っているとき、かつ、算式①・②結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：定期的に保守点検を行っているとき、かつ、算式①・②結果が「0」のとき</p> <p>2点：定期的に保守点検を行っているが、算式①結果が「0」でなく、②結果が「0」のとき</p> <p>1点：定期的に保守点検を行っていないとき、かつ、算式①・②結果が「0」でないとき</p>	

評価基準・根拠（体育施設）

<財団報告>

- ・対象施設及び設備に適した保守点検を定期的を実施し、記録を作成、保管している。
- ・点検の結果、修繕が必要と指摘された場合、修繕に係る経費が指定管理者の責任範囲である額（50万円未満）の場合は、速やかにしゅうぜんを実施した。
- ・定期保守点検に加え、職員の巡回による日常点検を実施し、その記録を保管している。
- ・法定義務の無い設備についても必要に応じて点検を行い、早期の異常発見に努めている。

<p>【評価視点】 3—(3)—④ 施設、設備、物品の維持管理を適切に行い、必要な修繕を速やかに行っているか？</p>	<p>【評価算式】 修繕不備による事故発生件数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生件数については④からの報告を基にする ・実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」であるが、実地調査により必要な修繕が実施されていないとき</p> <p>1点：算式結果が「0」でないとき</p>	

<財団報告>

- ・適切な維持管理及び修繕を行っており、修繕の不備が原因となる事故の発生はない。
- ・指定管理協定で規定する指定管理者の責任範囲を超えた見積額の修繕については、所管課へ報告を行い、中長期の修繕計画の策定に協力している。

<p>【評価視点】 3—(3)—⑤ 施設、設備、物品を滅失し、又は施設、設備、又は物品の重要な箇所を毀損したときは速やかに報告しているか？</p>	<p>【評価算式】 速やかな報告を実施していない回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告については④からの報告を基にする ・実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p>	

評価基準・根拠（体育施設）

<p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないが、実地調査により滅失等への対応が施されていると確認できるとき</p> <p>1点：算式結果が「0」でなく、かつ、実地調査により滅失等への対応が施されていないと確認できるとき</p>
--

<財団報告>

- ・総合公園野球場北側防球ネットのワイヤー断裂について速やかに報告を行うとともに、二次災害の防止措置、修繕見積の徴収事務及び施工調整を行うなど市に協力し、管理者として責任を果たした。
- ・総合体育館給湯ボイラーの故障について速やかに報告を行うとともに、早期復旧を図った。
- ・総合公園内市水漏水事故について速やかに報告を行うとともに、利用者への周知及び市の漏水調査並びに修繕工事に協力をした。

<p>【評価視点】 3—(3)—⑥</p> <p>建物の改築、構築物の新設等、機械装置の新設等の現状変更をしようとするときは、予め協議し、承認を受けているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>予め協議し、又は、承認を受けていない回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承認については⑥からの報告を基にする ・実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないが、必要不可欠な変更と見受けられるとき</p> <p>1点：算式結果が「0」でなく、不必要な変更と見受けられるとき</p>	

<財団報告>

- ・該当する事案はない。

<p>【評価視点】 3—(3)—⑦</p> <p>管理施設の修繕・改築において、1件につき見積額50万円（消費税及び地方消費税を含む）未満のものについては指定管理者の費用と責任において実施したか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>費用及び責任における未実施回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p>	

評価基準・根拠（体育施設）

<ul style="list-style-type: none"> ・実施については④からの報告を基にする ・実地調査を行う
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないが、必要不可欠な実施と見受けられるとき</p> <p>1点：算式結果が「0」でなく、不必要な実施と見受けられるとき</p>

<財団報告>

- ・適正に実施した。実施した修繕は23件である。
- ・実施した修繕において、実施までの期間を短縮するため施工の調整を図るとともに、修繕の告知を行い、利用者への影響を最小限に抑えるようにした。

<p>【評価視点】 3—(3)—⑧</p> <p>指定管理者は、故意又は過失により備品等（I種）を毀損滅失した時は、市と協議し、必要に応じて市に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達したか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>弁償又は購入、あるいは調達していない回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・把握については④からの報告を基にする ・実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0を越え2以内」のとき</p> <p>1点：算式結果が「3以上」のとき</p>	

<財団報告>

- ・該当する事案はない。

<p>【評価視点】 3—(3)—⑨</p> <p>管理にあたっての準備行為や清算行為等の引継ぎ</p>	<p>【評価算式】</p> <p>①不適切な準備行為回数</p>
--	---

評価基準・根拠（体育施設）

を適切に行っているか？	②不適切な清算行為回数
【算定資料収集方法】 ・把握については④からの報告を基にする ・実地調査を行う ・聴き取り調査を行う	
【点数化】 5点：算式①・②結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式①・②結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点 ：算式①・②結果が「0」のとき 2点：算式①・②結果が「0」でないが、円滑なサービス提供ができ、かつ、利用者等に影響を与えないと見受けられるとき 1点：算式①・②結果が「0」でなく、円滑なサービス提供ができず、又は、利用者等に影響を与えたと見受けられるとき	

<財団報告>

- ・日常業務の中で、職員間による円滑な引き継ぎが行われている。

【評価視点】 3—(4)—① 臨時に管理施設の休館日を定める場合、承認を受けたか？	【評価算式】 承認を受けない回数
【算定資料収集方法】 ・把握については④からの報告を基にする	
【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点 ：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき	

<財団報告>

- ・臨時に休館日を設ける場合は、所管課との協議のうえ実施している。
- ・臨時休館日は年末年始休館に併せて実施する市民プールにおける年1回のプール水入替（保健所の指導による）及び吸水口安全点検に伴う準備作業によるものであり、その他の施設では臨時休館日を定めていない。

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 3—(4)—② 施設等の利用時間を変更する場合、承認を受けたか？</p>	<p>【評価算式】 承認を受けない回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については④からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	

<財団報告>

- ・施設の利用時間等を変更する特別な自由の場合は、市と協議のうえ決定している。ほぼすべての事例は、利用団体からの時間外利用の申請（午前9時より前の利用）があった場合であり、条例及び規則に則った対応をしている。

<p>【評価視点】 3—(4)—③ 施設等を引き続き利用することができる期間を変更する場合、承認を受けたか？</p>	<p>【評価算式】 承認を受けない回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については④からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	

<財団報告>

- ・該当する事案はない。

<p>【評価視点】 3—(5)—① 指定管理業務に係る会計処理を、他の事業と区分して経理しているか？</p>	<p>【評価算式】 経理していない状況</p>
--	-----------------------------

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・把握については④からの報告を基にする
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないが、市からの指導により速やかに適正な処理を行ったとき</p> <p>1点：算式結果が「0」でなく、市が指導しても、適正な処理が不可能なとき</p>

<財団報告>

- ・明確に区分し、適正な会計処理を行っている。

<p>【評価視点】 3—(5)—②</p> <p>指定管理業務に係る会計書類を、各会計年度の終了後、5年間保存しているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>会計書類の紛失・不明枚数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・把握については④からの報告を基にする ・実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないが、その他の書類等により紛失・不明書類の内容が推測可能なとき</p> <p>1点：算式結果が「0」でなく、その他の書類等からでも紛失・不明書類の内容が推測不可能なとき</p>	

<財団報告>

- ・適正に管理し、保管している。

<p>【評価視点】 3—(6)—①</p> <p>指定管理業務を通じて取得した個人情報を、行田市個人情報保護条例等及び個人情報取扱特記事項、財団個人情報保護規程に基づき適正に取り扱っているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>不適正な取扱い回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・把握については④からの報告を基にする 	

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「1」のとき</p> <p>1点：算式結果が「2以上」のとき</p>

<財団報告>

- ・財団個人情報保護規程に基づき、適正かつ慎重な取扱いをしている。
- ・利用者から必要のない個人情報の取得はしていない。

<p>【評価視点】 3—(6)—②</p> <p>指定管理者が、行田市情報公開条例等及び財団情報公開規程を遵守し、情報の公開及び提供について積極的に努めているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>不適正な取扱い回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・把握については④からの報告を基にする 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「1」のとき</p> <p>1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	

<財団報告>

- ・財団情報公開規程に基づき、適正かつ慎重な取扱いをしている。
- ・平成29年度において2件の情報開示請求があり、そのすべてにおいて規程に基づき公開又は提供した。

<p>【評価視点】 3—(6)—③</p> <p>関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に運営を行っているか（前記以外のもの）？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>不適正な取扱い回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・把握については④からの報告を基にする ・実地調査を行う 	

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「1」のとき</p> <p>1点：算式結果が「2以上」のとき</p>

<財団報告>

- ・関係法令等を遵守し、適正に運営を行っている。

<p>【評価視点】 3—(6)—④</p> <p>管理運営に必要となる資格をもつ人員が配置されているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>配置されるべき有資格者が配置されていない数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・把握については㊦からの報告を基にする ・実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「1」のとき</p> <p>1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	

<財団報告>

- ・有資格者が配置されている（甲種防火管理者、プール衛生管理者、ボイラー技士、危険物取扱者、体育施設管理士・運営士、クラブマネージャー等）
- ・専門的な高度資格は委託業務スタッフが保有し、適正に配置している。有資格者を複数人配置することにより高度な管理運営に努めている。

<p>【評価視点】 3—(6)—⑤</p> <p>職員の研修を研修計画にしたがって行っているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>研修実施数－職員の研修計画数</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施数は㊦からの報告を基にする ・研修計画は業務計画書を基にする 	

評価基準・根拠（体育施設）

*研修計画はできる限り数値化させる。

【点数化】

- 5点：「3点」の結果を満たし、かつ、研修成果の度合いが2事業以上、特筆すべきものがあるとき
4点：「3点」の結果を満たし、かつ、研修成果の度合いが1事業でも特筆すべきものがあるとき
3点：算式結果が「0」のとき
2点：算式結果が「△1、又は、△2」のとき
1点：「2点」の結果に満たないとき

<財団報告>

・研修計画に沿って行っている。平成29年度20件

1 資格等取得研修

- ①プール衛生管理者講習会
- ②埼玉県クラブマネージャー養成講習会
- ③体育施設運営士養成講習会
- ④危険物取扱者保安講習
- ⑤ラジオ体操指導者講習
- ⑥刈払機作業従事者安全衛生教育講習会

2 スタッフ育成研修

- ⑦コミュニケーション研修
- ⑧埼玉県スポーツ施設安全管理講習会
- ⑨市町村生涯スポーツ担当者研修会
- ⑩窓口スタッフ研修（業務マニュアルの浸透）
- ⑪救急救助研修（心肺蘇生法、AED取扱）

3 行田市主催各種職員研修

- ⑫ワークライフバランス研修（2種）
- ⑬メンタルヘルス研修
- ⑭情報セキュリティ研修
- ⑮CS向上研修
- ⑯企業人権担当者研修会

4 その他業務研修

- ⑰スポルテック2017
- ⑱マイナンバーの取り扱いに関する各種研修
- ⑲公益法人会計セミナー
- ⑳労働契約等解説セミナー2017

【評価視点】 3—(6)—⑥

【評価算式】

評価基準・根拠（体育施設）

管理内容や管理方法が申請書記載どおりに行っているか？	不適正な取扱い回数
【算式資料収集方法】 ・把握については事業計画書と④からの報告を基にする ・実地調査を行う	
【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき	

<財団報告>

- ・申請書に記載した内容どおり、適正な管理を行っている。
- ・記載内容のほか、仕様の変更や設備の更新などに伴い必要な管理を実施するなど、申請時を上回る管理運営を行っている。

【評価視点】 3—(6)—⑦ 利用者のトラブルの未然防止策を検討し、対処方法が適切に行われているか？	【評価算式】 トラブルの対処方法数－事業計画書の未然防止策の検討数
【算定資料収集方法】 ・未然防止策の確認は事業計画書と④からの報告を基にする ・実地調査を行う	
【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0」でないとき 1点：把握をしていないとき	

<財団報告>

【当初計画】

- ①定期的な施設の巡回による施設及び設備の点検並びに不審者の有無の確認
- ②定期的なアンケート及び意見箱の設置等による利用者ニーズの把握
- ③危機管理マニュアルの整備並びに心肺蘇生法及びAED取扱い等の非常時対応研修の実施
- ④接遇マニュアルの整備に関する研修の定期的実施及び窓口受付マニュアルに基づく日常的な指導

【当初計画外】

評価基準・根拠（体育施設）

- ・現況に基づいたトラブルの未然防止策として、以下の内容を実施している。
- ①サブアリーナの過剰な混雑の解消のため利用環境を整備し、利用者間のトラブル予防を図っている。
- ②利用施設・時間が多岐にわたることから、ダブルブッキング等の申請ミスが起きないように、細心の注意をはらい、二重三重のチェックを行っている。
- ③施設内巡回を実施し、申請のとおり利用が行われているかを確認している。
- ④受動喫煙対策を再検討し、より受動喫煙の恐れが少ない場所への変更を実施した。
- ⑤メインアリーナ利用休止期間における定期利用団体の活動場所確保のため、3ヶ月間の代替え施設の提供を実施した。
- ⑥総合公園内での複数大会の実施時や市主催大会開催における臨時駐車場運用時には、駐車トラブルの防止のため、場内整理の策を講じた。
- ⑦利用料金改定の際は、周知不足による料金トラブルが起きないように、十分な期間をもって、改定の周知を実施した。

<p>【評価視点】 3—(6)—⑧ 事故・火災への対策を講じているか？</p>	<p>【評価算式】 事故、火災への対策数－事業計画書の事故、火災への対策数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策数の確認は事業計画書と㊦からの報告を基にする ・実地調査を行う <p>*対策数はできる限る数値化させる。</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないとき</p> <p>1点：把握をしていないとき</p>	

<財団報告>

【当初計画】

- ①法に義務付けられた点検・報告を実施し、安全体制を構築している。
- ②消防訓練及び避難訓練等を定期的実施している。
- ③有事に備え緊急連絡網の整備をしている。
- ④各施設の管理マニュアルを充実させて、安心安全な施設づくりをしている。
- ⑤AED 取扱いを含む心肺蘇生研修会を定期的開催し、有事の救命措置が行えるよう体制を整えている。

【当初計画外】

- ・現況に基づいた事故、火災の対策として、以下の内容を実施している。

評価基準・根拠（体育施設）

- ① 日常的な点検の実施による事故・火災につながるものの把握及び除去を行っている。
- ② 喫煙場所を指定し、可燃物からの隔離を行っている。
- ③ 駐車場におけるアクセルブレーキの踏み間違い事故の予防のため啓発看板を設置している。
- ④ 総合体育館駐車場に横断歩道をつくり、歩行者の安全対策を実施している。
- ⑤ 熱中症予防対策として各施設で啓発物の掲示と利用者への呼びかけを行っている。

<p>【評価視点】 3—(6)—⑨ 防犯対策を講じているか？</p>	<p>【評価算式】 防犯対策数－事業計画書の防犯対策数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策数の確認は事業計画書と㊦からの報告を基にする ・ 実地調査を行う <p>* 対策数はできる限る数値化させる。</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないとき</p> <p>1点：把握をしていないとき</p>	

<財団報告>

【当初計画】

- ① チェック表に基づいた体育館内外施設の定期的な巡回を行っている。
- ② 不審者への声掛けによる事件の未然防止を図っている。
- ③ 退館時における在館者有無の確認及び施設内の確実な施錠を行っている。
- ④ 民間警備会社による夜間警備を実施している。また、警備業者と緊急連絡体制を構築している。

【当初計画外】

- ・ 現況に基づいた防犯対策として、以下の内容を実施している。
 - ① 盗難防止を目的にダミーカメラを設置している。（靴盗難の減少につながっている。）
 - ② 防犯用具（サスマタ・防犯ブザー・電話通報設備）の配置及び対応マニュアルの整備をしている。
 - ③ 館内放送や掲示物による注意喚起をしている。
 - ④ 駐車場における車上荒らし予防啓発看板を設置している。
 - ⑤ 盗難が疑われる放置バイクや自転車を発見した際には、所轄警察に協力を依頼し、早期の解決に努めている。
 - ⑥ 総合公園内に防犯カメラを設置している。
 - ⑦ 所轄警察に巡回強化を依頼し、敷地内での犯罪等の抑制を図っている。

評価基準・根拠（体育施設）

<p>【評価視点】 3—(6)—⑩ 衛生対策を講じているか？</p>	<p>【評価算式】 衛生対策数－事業計画書の衛生対策数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策数の確認は事業計画書と㊦からの報告を基にする ・実地調査を行う <p>*対策数はできる限る数値化させる。</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないとき</p> <p>1点：把握をしていないとき</p>	

<財団報告>

【当初計画】

- ①日常清掃と特別清掃の適切な実施及びチェック体制の構築から常に清潔な環境を保っている。
- ②定期巡回による汚損箇所の迅速な発見と適切な処置を行っている。
- ③法定に基づいた適正なプール水の管理に努めている。
- ④プールにおけるスイムキャップ着用の啓発と貸出品（キャップ）を用意して、水質汚濁防止策を講じている。

【当初計画外】

- ・現況に基づいた衛生対策として、以下の項目を自主的に実践
 - ①ウイルス等感染症対策として、アルコール除菌剤（手指消毒用）を館内主要個所に設置している。
 - ②ノロウイルス等の対策として、洗浄剤を使用して清掃を実施している。
 - ③プール水の管理における法定以上の検査を実施している。（レジオネラ検査の実施）
 - ④蚊による伝染病被害の軽減策として、注意喚起看板を設置し、被害抑制に努めている。
 - ⑤快適な空間づくりのため、空気調和設備の計画的な運転を図っている。

<p>【評価視点】 3—(6)—⑪ 事前に市の承諾を受けずに、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせているか？</p>	<p>【評価算式】 承認を受けない回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・把握については㊦からの報告を基にする 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p>	

評価基準・根拠（体育施設）

<p>3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>
--

<財団報告>

- ・承認を受け、委託している。

<p>【評価視点】 4—(1)—① 施設又は施設利用者に災害が生じたとき、あるいは、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態の発生の旨を通報・連絡したか？</p>	<p>【評価算式】 通報・連絡しなかった回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については④からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	

<財団報告>

- ・発生なし
- ・自然災害や利用者の怪我など、全てにおいて関係先へ早急な報告を行っている。利用者の活動中の怪我には、応急処置や救急要請など、速やかな措置を講じている。
- ・万が一、災害や事故等が発生した場合を想定し、普段から緊急事態の発生や事故等に備え、救急対応・報告体制の備えを行っている。

<p>【評価視点】 4—(1)—② 事故等が発生した場合、市と協力して事故等の原因調査にあたったか？</p>	<p>【評価算式】 事故等の原因調査に協力しなかった回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については④からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】</p>	

評価基準・根拠（体育施設）

5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき
4点 ：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき
3点：算式結果が「0」のとき
2点：算式結果が「1」のとき
1点：算式結果が「2以上」のとき

<財団報告>

- ・重大な事故の発生はなし。
- ・利用者に係る事故（怪我等）の発生した場合は速やかに市に報告をしており、事故の原因調査が必要な時は協力する体制を整えている。
- ・総合公園内市水漏水の事故に至っては、漏水の原因調査に協力し、早期の復旧に努めた。（屋外体育施設の水道に影響した。）

<p>【評価視点】 4—(1)—③</p> <p>不可抗力が発生した場合、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努めたか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>早急に対応措置をとらなかった回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <p>・把握については㊦からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「1」のとき</p> <p>1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	

<財団報告>

- ・不可抗力による事故が発生しないよう、事前の対策を実施している。
- ・総合公園園地において発生した漏水事故にあたっては、所管課（スポーツ振興課及び都市計画課）への報告を行い、施設の利用調整を行った。また、早期復旧に向けて市と協力を行い、損害を最小限に留めた。

<p>【評価視点】 4—(2)—①</p> <p>自動販売機及び公衆電話等の設置など、目的外使</p>	<p>【評価算式】</p> <p>予め協議し、及び、承認を得なかった回数</p>
--	---

評価基準・根拠（体育施設）

用にあたっては、予め市と協議するとともに、承認を得たか？	
【算定資料収集方法】 ・把握については④からの報告を基にする ・実地調査を行う	
【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき	

<財団報告>

- ・全てにおいて、承認を得ている。

【評価視点】 4—(3)—① 緊急時等の対策を実施しているか？	【評価算式】 緊急時対策数－事業計画書の緊急時対策数
【算定資料収集方法】 ・対策数の確認は事業計画書と④からの報告を基にする ・実地調査を行う *対策数はできる限る数値化させる。	
【点数化】 →特になし 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0」でないとき 1点：把握をしていないとき	

<財団報告>

- ・発生なし
- ・事業計画書に記載した緊急時対策として3項目を実践
 - ①自然災害時等において利用者へ迅速な情報の提供及び適切な避難誘導の実施。
 - ②市、消防、警察等の関係官庁との協力体制の構築及び緊急連絡網の整備。
 - ③台風接近時における迅速な対策の実施並びに通過後の被害状況確認及び報告の実施。
- ・現況等に基づいた緊急対策として、自主的に実践
 - ①避難誘導訓練、心肺蘇生法及びAED取扱い訓練を定期的の実施
 - ②緊急時対策マニュアルの適正な運用

評価基準・根拠（体育施設）

③夏期における熱中症対策のため、各施設に経口補水液を常備

<p>【評価視点】 4—(4)—① 自己評価制度を実施し、改善につなげているか？</p>	<p>【評価算式】 自己評価制度実施数－事業計画書の自己評価制度実施数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・実施数の確認は事業計画書と㊦からの報告を基にする *実施数はできる限る数値化させる。</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0」でないとき 1点：把握をしていないとき</p>	

<財団報告>

- ・事業計画書に記載した自己評価制度の一環として5項目を実践
 - ①月毎の指定管理施設の利用状況等の報告及び前年同期との比較、自己評価の実施。
 - ②毎年度終了後、本自己評価を作成し、指定管理業務を検証する。また、利用状況、自主事業報告及びアンケート調査集計と併せて、所管課へ提出。
 - ③2ヶ月毎に財団内部で連絡調整会議を開催し、業務の進捗状況等の報告及び検証を実施する。
 - ④施設利用者や自主事業参加者を対象にアンケート調査を行うことで、客観的な評価を確認する機会を設け、その内容を分析する。
 - ⑤重点実施項目など具体的な目標を計画に盛り込み、年度終了時に実績に基づいた検証を行うなど、P（計画）、D（実施）、C（チェック及び評価）、A（改善）の管理サイクルをまわして業務の実施・改善を行う。

<p>【評価視点】 5—(1)—① 指定管理者の経営状況は良好か？</p>	<p>【評価算式】 経営状況の不安要素数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・要素数数の確認は収支（損益）計算書、貸借対照表、財産目録等を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき</p>	

評価基準・根拠（体育施設）

2点：算式結果が「0」でないとき
1点：把握をしていないとき

<財団報告>

- ・公益財団として認められる適切な運営を行っており、不安要素は特になし。
- ・平成 29 年度からは財団への運営補助金が廃止となったが、財団の運営努力によりその分を補うことにより、健全な経営状況を保っている。
- ・経費節減等に努めた結果、生じた剰余金については、市に償還することで、市の財政負担の軽減に寄与している。

【評価視点】 5—(2)—① 本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行っているか？	【評価算式】 人材確保及び必要な研修等の実施と事業計画書の人材確保及び必要な研修等との比較
【算定資料収集方法】 ・人材の確保と研修等の実施の確認は事業計画書と④からの報告を基にする	
【点数化】 5点：収支計画書の予算の範囲内で、管理運営に支障がない体制が確保され、かつ、職員研修が計画どおりに遂行され、特筆すべき事項があると見受けられるとき 4点：収支計画書の予算の範囲内で、管理運営に支障がない体制が確保され、かつ、職員研修が計画どおりに遂行されているとき 3点：計画どおりの管理執行体制が確保され、かつ、職員研修が計画どおりに遂行されているとき 2点：収支計画書の予算の範囲を越え、計画どおりの管理執行体制が確保され、又は、職員研修が計画どおりに遂行されていないとき 1点：管理執行体制の不備により、管理運営に支障が見られ、又は、職員研修が計画どおりに遂行されていないとき	

<財団報告>

- ・必要な資格取得や研修を実施、人材の確保についても、計画どおりのスタッフ配置で運営している。

*事務局職員

有資格（甲種防火管理者、プール衛生管理者、ボイラー技士、危険物取扱者、体育施設管理士、体育施設運営士、クラブマネージャー、健康指導管理士、刈払機作業教育修了者）

*トレーナースタッフ

*受付事務・案内スタッフ

*作業・整備スタッフ

*清掃スタッフ：業者委託による配置

*設備スタッフ：業者委託による配置（電気主任技術者、電気工事士、危険物取扱者の有資格あり）

*クラブスタッフ：講師依頼による配置

評価基準・根拠（体育施設）

*看護スタッフ：大会時看護師依頼による配置

*研修会等

窓口スタッフ研修（業務マニュアルの浸透）

救急救助研修（心肺蘇生法、AED 取扱）

プール衛生管理者講習会

埼玉県スポーツ施設安全管理講習会

埼玉県クラブマネージャー養成講習会

体育施設運営士養成講習会

市町村生涯スポーツ担当者研修会

危険物取扱者保安講習

ラジオ体操指導者講習

スポルテック 2017

刈払機作業従事者安全衛生教育講習会

マイナンバーの取り扱いに関する各種研修

企業人権担当者研修会

コミュニケーション研修

公益法人会計セミナー

労働契約等解説セミナー2017

行田市主催各種職員研修